

# 支援物資供給の手引き

## I. 全体概要編

第1版

平成25年9月

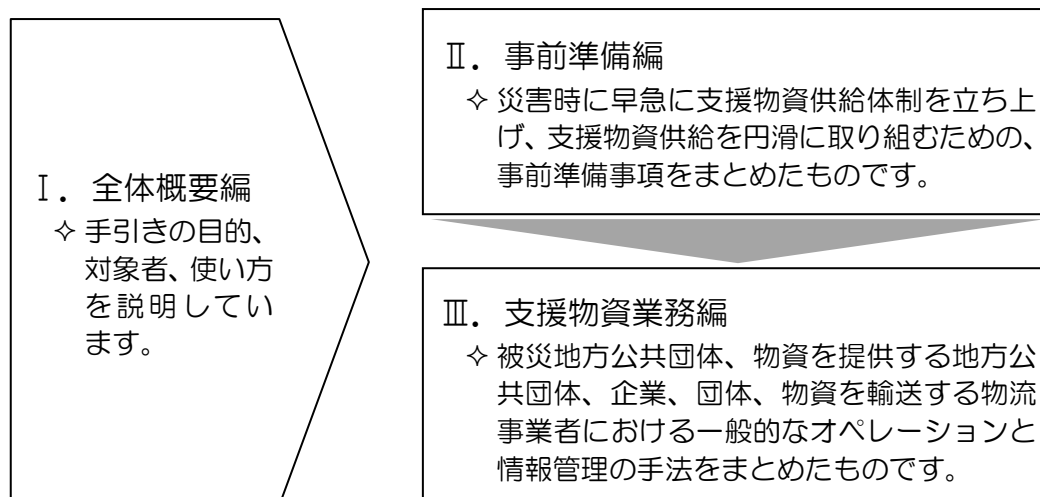
国土交通省 国土交通政策研究所

## 全体概要編 目次

第1章	手引きの構成.....	1
第2章	手引きの使い方.....	2
第1節	手引きの目的.....	2
第2節	手引きの狙い.....	2
第3節	主体別の使い方.....	3
第3章	手引きの対象範囲.....	4
第1節	対象となる業務.....	4
第2節	プッシュ型とプル型の物資供給.....	5
第4章	ブロック協議会での検討内容.....	6

## 第1章 手引きの構成

- 本手引きは、以下の3編から構成されています。
  - 『Ⅰ. 全体概要編』（本書）
    - ◇ 手引きの目的、対象者、使い方を説明しています。
  - 『Ⅱ. 事前準備編』
    - ◇ 災害時に早急に支援物資供給体制を立ち上げ、支援物資供給を円滑に取り組むための、事前準備事項をまとめたものです。
  - 『Ⅲ. 支援物資業務編』
    - ◇ 被災地方公共団体、物資を提供する地方公共団体、企業、団体、物資を輸送する物流事業者における一般的なオペレーションと情報管理の手法をまとめたものです。



## 第2章 手引きの使い方

### 第1節 手引きの目的

- 2011年の東日本大震災など過去の災害では、支援物資の供給が効率的に実施されず、多くの被災者に物資が適切に届かなかったことが問題となりました。具体的には、避難所で必要な物資や数量が把握できなかった、また、情報の伝達やそのタイミングが不適切であったために、必要な時に、必要なものが避難所に届かない、といった事態が生じました。
- 本手引きは、災害時における支援物資の供給業務を、地方公共団体が中心となって効率的に実施することを目的に策定したものです。また、被災地に物資提供を実施する企業や団体、支援物資供給に協力する企業や団体の方々にも参考となるものです。

### 第2節 手引きの狙い

- 本手引きは、地方公共団体へのアンケートやヒアリング、有識者等からのアドバイスを踏まえて、事前に準備したほうが良いと思われる事項や、被災地方公共団体の他、物資を提供する地方公共団体、企業、団体、物資を輸送する物流事業者における一般的なオペレーションと情報管理の手法をまとめています。したがって、受援側に限らず、支援側（物資を送る側）にも参考になる手引きとなっています。
- 各地方公共団体において発生が想定される災害の種類や規模、支援物資に関する避難所や物資集積所の位置や規模といった施設の整備状況などを踏まえつつ、既存の業務継続計画や地域防災計画などと調和させ、カスタマイズを図りながら具体的な検討を進めることが大切です。特に地域防災計画の作成時や改訂時に本手引きを参照して頂き、支援物資供給についての詳細な内容の検討と、検討した事項の地域防災計画への反映を行うことが有効です。
- 本手引きでは支援物資供給を実施する組織や役割、関係者との情報交換・共有のタイミングや内容、その様式などの推奨方法を記載しています。多くの地方公共団体や関係する主体が同じ基準に則った方式をとることで、より効率的な支援物資供給が実現できます。

## 第3節 主体別の使い方

### 第1項 都道府県・市町村

➤ 地域防災計画や災害応急対策での緊急支援物資供給計画の詳細検討や策定

- ✓ 地域防災計画・災害応急対策の策定において、緊急支援物資に関する体制構築や事前準備において検討すべき事項に漏れがないかを確認する資料として参照する【事前準備編全章参照】
- ✓ 災害時の支援物資供給業務の一般的なオペレーションとして参照する【業務編全章参照】

➤ 緊急支援物資輸送を防災訓練で実施

- ✓ 防災訓練前に、輸送体制などの事前準備を実施する際に参照する【事前準備編2, 3, 4, 5, 6章参照】
- ✓ 防災訓練時に参照する【業務編全章参照】

### 第2項 物資提供を行う企業・団体

➤ 被災した地方公共団体への物資供給

- ✓ 被災した他の地方公共団体へ物資を供給する際に、①被災地方公共団体に提供すべき情報内容を確認する、②適切な情報提供のためのフォーマットとして活用する【業務編1, 5章参照】

### 第3項 支援物資供給に協力する企業・団体

➤ 支援物資の在庫管理や物流業務

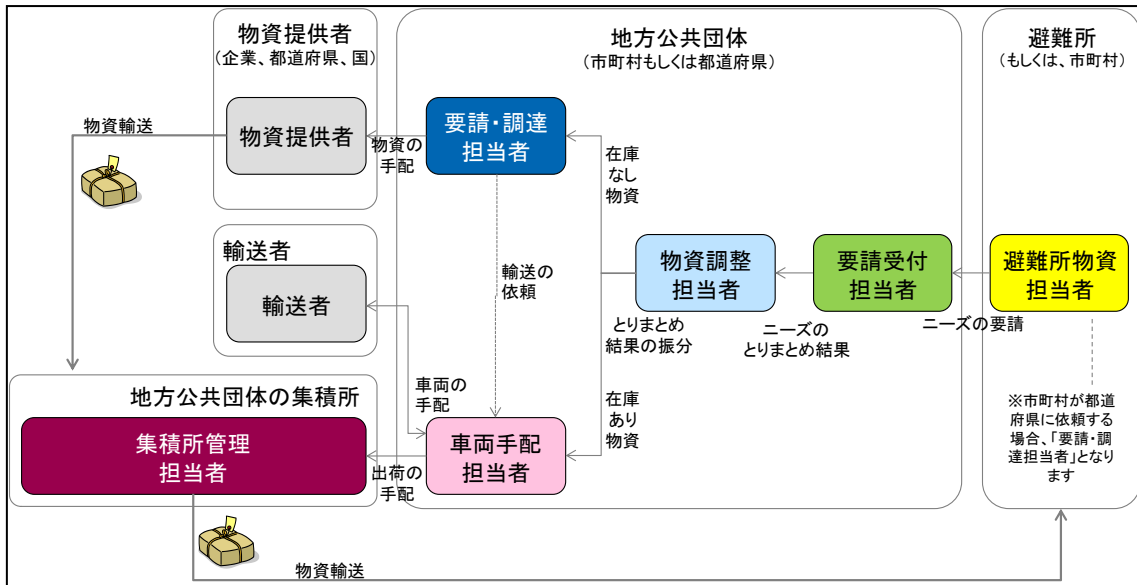
- ✓ 物資管理における一般的なオペレーションとして参照する【業務編全章参照】
- ✓ 情報管理のためのフォーマットとして活用する【業務編1, 2, 3, 4, 7, 8章参照】

## 第3章 手引きの対象範囲

### 第1節 対象となる業務

- 本手引きは、一般的な物資供給の流れ（下図）における、①避難所、②地方公共団体、③物資提供者、④輸送者、⑤地方公共団体の集積所のそれぞれの業務を対象としています。
  - 避難所の担当者については、ニーズの把握と物資の取扱を対象にしています。
  - 地方公共団体については、避難所などからのニーズの収集、物資要請・調達、輸送される物資情報の把握といった業務を対象にしています。
  - 物資提供者については、主に物資の出荷を対象にしています。
  - 輸送者については、主に物資の輸送を対象にしています。
  - 地方公共団体の集積所については、拠点での物資の取扱、避難所などへの物資の輸送を対象にしています。

対象となる業務



注1) 要請・調達担当者から車両手配担当者への輸送の依頼は物資提供者自ら輸送が手配できない場合に発生。

注2) 物資提供者からの物資輸送は直接、避難所に届けられることもある。

## 第2節 プッシュ型とプル型の物資供給

- 東日本大震災の教訓として、甚大な災害の発生時には被災した地方公共団体の機能が著しく低下し、被害が非常に大きい地域における支援物資のニーズを把握する体制がとれず、また、情報通信網の途絶などによりニーズ情報も到着しないことから、ニーズ情報を待っていては対応が遅れてしまうことが明らかとなっています。
- そこで、支援物資を被災者に届ける業務の流れは、大きく、プッシュ型の物資供給が求められる場合（発災直後などニーズ情報が十分に入らない場合）と、プル型の物資供給が求められる場合（ニーズ情報が十分に入った場合）に分けられます。
- なお、プッシュ型をやみくもに継続すると、被災地での物資の品目ごとの過不足や滞留を招く懸念もあるため、現地のニーズ情報や物資の到着状況、配送状況などを考慮しつつ、プル型への支援への切替えをなるべく早く行う必要があります。
- 『Ⅲ. 支援物資業務編』にそれぞれの一般的なオペレーションを記載してありますのでご参照ください。
  - プッシュ型の供給業務については、第8章を参照ください。
  - プル型の供給業務については、第1～7章を参照ください。

プッシュ型とプル型の物資供給

	プッシュ型	プル型
定義	支援物資の <u>ニーズ情報が十分に得られない被災地</u> へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の輸送方法	支援物資の <u>ニーズ情報が十分に得られる被災地</u> へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の輸送方法
業務概要	被災直後など、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない状況でも、概ねの被害状況などを踏まえて、現地で要望が発生していると予想される支援物資を緊急に送り込む。被災者数や引き渡し場所などの可能な限りの入手情報などに基づき、支援物資を確保し、供給する	被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを誤りなく把握したうえで、それに基づいて支援物資を確保し、供給する

## 第4章 ブロック協議会での検討内容

- 国土交通省及び地方運輸局では、東日本大震災での支援物資物流における課題を踏まえ、国・地方公共団体・民間物流事業者や有識者で構成されるブロック協議会を運輸局単位で立ち上げ、「災害に強い物流システムの構築」に向けた取組を推進しています。
- 平成23年度と24年度における具体的な取組内容は下記のとおりです。  
(協議会の議事内容などは、各運輸局のホームページで確認できますので、合わせてご参照ください。)

### ブロック協議会の取組内容

平成23年度の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 民間物資拠点のリストアップ</li><li>➢ 官民の協力協定の締結・拡充を推進</li><li>➢ 広域災害時の地方公共団体、物流事業者、国土交通省の間での連携手順を整理</li></ul>
平成24年度の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 東日本大震災時の支援物資物流の経験から得られた教訓をもとにした知見の整理</li><li>➢ 支援物資物流システムの検証</li><li>➢ 民間物資拠点のリストアップの拡充</li><li>➢ 官民の協力協定の締結促進</li></ul>

- ブロック協議会での協議事項と、自組織での取組内容に齟齬が生じないよう、協議会のとりまとめ内容を確認しつつ、各関係機関との連携を密にして発災に備えた事前準備をすすめることが必要です。